

ひょうごケアリーバー応援企業

令和6年度募集開始

ケアリーバーが働きやすい環境を促進するための制度として創設。

■ケアリーバー応援企業とは…

- ✓社会養護やケアリーバーの理解促進に努めている。
- ✓児童養護施設などとつながりを持ち、社会貢献活動を行っている。
- ✓ケアリーバーが安心して働く体制づくりを行っている。
などの企業をケアリーバー応援企業といいます。

■対象企業

県内に本社または主たる事務所を有する企業・団体等

■認定基準

中小企業が認定をめざしやすい「**2つの柱・5項目**」達成で認定
(3年間)

▶ 認定されると、**ケアリーバー雇用促進事業の補助対象**となります。

ケアリーバー雇用促進事業

企業に雇用したケアリーバーに寄り添って支援を行う者(ワーク・エスコーテー)を配置し、伴走型支援を行う。

対象企業:ひょうごケアリーバー応援企業で、ワーク・エスコーテーを配置している企業

〈ワーク・エスコーテーの要件〉

- ①社会的養護への理解を深める研修を修了している。
- ②児童養護施設職員との意見交換会へ参加している。
- ③児童養護施設の入所児童と交流している。
- ④雇用後の自立支援担当職員と定期的に面談している。

補助額上限:200千円/1企業 ※詳しくはお問い合わせください。



募集期間

令和7年1月10日

～令和7年2月14日



申請方法

申請書類はこちら
(県ホームページ)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf12/ouenkigyou.html>



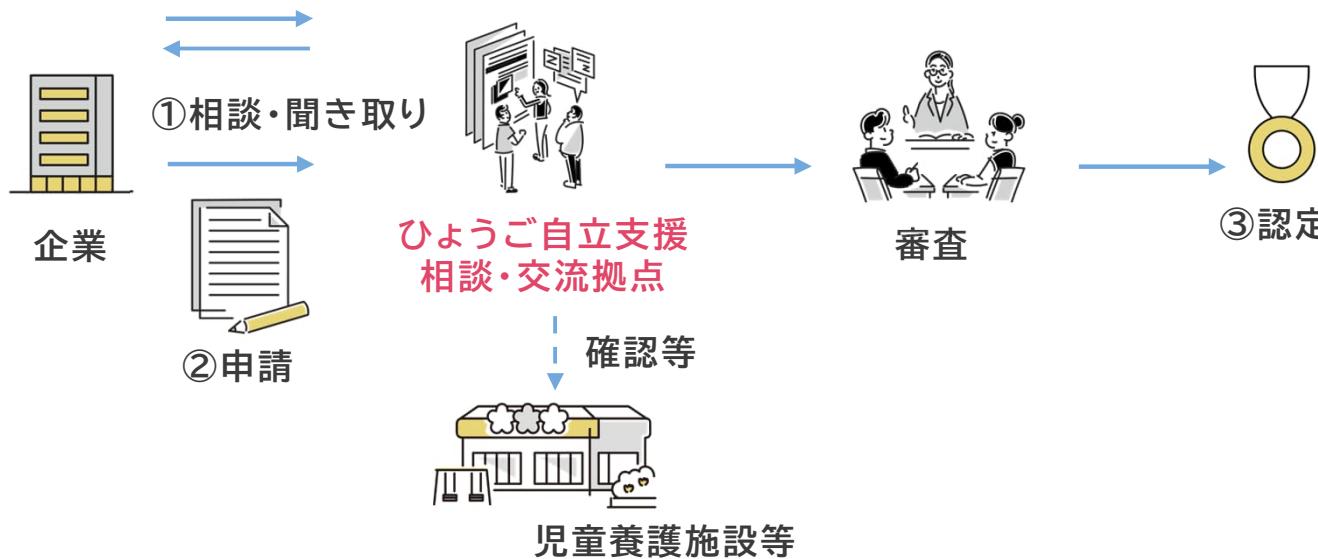
認定メリット

- 1 認定証の授与
- 2 県ホームページでPR
- 3 ケアリーバー雇用促進事業補助の対象

〈問い合わせ先〉

ひょうご自立支援相談・交流拠点
TEL:078-855-9980

認定までの流れ



2つの柱・5項目

- ①本制度の申請に至った経緯
- ②社会的養護やケアリーバーに対する企業全体の理解促進の取り組み
- ③児童養護施設等とのつながりや社会貢献活動の実績
- ④ケアリーバーが安心して働く社内の体制
- ⑤児童養護施設等の関係機関との連携体制

ひょうご自立支援相談・交流拠点

今一人で困っていませんか？

- ✓施設や親に言えないけど話をきいて欲しい
- ✓仕事を退職したい、仕事が長続きしない
- ✓色々な手続きの方法がわからない…
- ✓お金の管理が難しい
- ✓住むところを探したい
- ✓人間関係でつまずく…しんどい…
- ✓いつも自分だけうまくいかない

「困りごとと一緒に考えましょう」

相談専用窓口～こもれび～

施設や里親家庭などを巣立って生活をしている方の相談専用窓口です。

【支援内容】

1. 個別相談(来所・電話・LINE)
2. 必要に応じた同行支援
3. 福祉・心理・法律の専門職がサポートします。

